

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成26年第3回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

当局より、佐々木副町長、佐藤副町長お二人の副町長の欠席の報告がありました。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

3番、東梅 守君及び5番、阿部俊作君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○

日程第 3 報告第 2号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第 4 議案第35号 大槌町職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第36号 財産の取得について

日程第 6 議案第37号 かみよ稲穂館の管理を行う指定管理者の指定について

日程第 7 議案第38号 長井清流館の管理を行う指定管理者の指定について

日程第 8 議案第39号 大槌町多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定について

日程第 9 議案第40号 小鎚地区多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定について

日程第10 議案第41号 大槌町金沢地区生活改善センターの管理を行う指定管理

者の指定について

日程第11 議案第42号 桜木町保健福祉会館の管理を行う指定管理者の指定について

日程第12 議案第43号 大槌町蕨打直地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について

日程第13 議案第44号 上町ふれあいセンターの管理を行う指定管理者の指定について

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第2号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてから日程第13、議案第44号上町ふれあいセンターの管理を行う指定管理者の指定についてまでの11件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 平成26年第3回臨時会における報告1件、議案10件について、一括で提案理由を申し上げます。

報告第2号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、変更契約による専決処分の報告であります。

議案第35号大槌町職員定数条例の一部を改正する条例については、東日本大震災津波による行政機能の回復の支援及び復旧・復興事業の推進のため、国及び県内外自治体等からの中長期にわたる職員派遣を受け、復興を本格化するため職員の定数をふやすものであります。

議案第36号財産の取得については、災害公営住宅建設用地に充てるため、土地を取得するものであります。

議案第37号から議案第44号までは、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

議案第37号かみよ稲穂館の管理を行う指定管理者の指定については、かみよ稲穂館を管理する指定管理者を指定するものであります。

議案第38号長井清流館の管理を行う指定管理者の指定については、長井清流館を管理する指定管理者を指定するものであります。

議案第39号大槌町多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定については、大槌町多目的集会所を管理する指定管理者を指定するものであります。

議案第40号小鍬地区多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定については、小鍬地区多目的集会所を管理する指定管理者を指定するものであります。

議案第41号大槌町金沢地区生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定については、大槌町金沢地区生活改善センターを管理する指定管理者を指定するものであります。

議案第42号桜木町保健福祉会館の管理を行う指定管理者の指定については、桜木町保健福祉会館を管理する指定管理者を指定するものであります。

議案第43号大槌町蕨打直地区集会所の管理を行う指定管理者の指定については、大槌町蕨打直地区集会所を管理する指定管理者を指定するものであります。

議案第44号上町ふれあいセンターの管理を行う指定管理者の指定については、上町ふれあいセンターを管理する指定管理者を指定するものであります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。



日程第3 報告第2号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第2号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、次のページの専決処分書をお開きください。

1、契約の目的、臼沢地区雨水排水路整備工事。

2、契約の相手方、岩手県釜石市甲子町第10地割461番地10、株式会社カネナカ、代表取締役 山崎巍です。

今回変更した専決処分の内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額7,412万6,850円を203万700円増額して7,615万7,550円に変更いたしました。

次のページの資料をお開きください。

変更理由は、賃金・物価変動に基づき大槌町営建設工事請負契約書別記第25条第6項、いわゆるインフレ条項を適用したことと、工事の追加、数量の変更等によるものです。

主たる変更の内容は、舗装工を追加したことと、交通誘導員を増員したことによる増嵩と、全損で見ていた仮設工を一部変容にしたことによる金額の減少です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 臼沢に通じるころ、カルバートで水路の水門を川に水をもって

くる工事ですけれども、この工事について、確かに今、車は通れるようになりましたけれども、工事とすれば、進捗状況というのか、最初の予定から恐らく若干、何カ月かおくれる、これについての理由をはっきりお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 工事を着手しましたところ、用地の問題等も出まして、その部分での時間が、登記手続等もありましたので、その部分に時間がかかったことと、あと、ことしにつきましては、雪が3度ほど降っていますし、あと、製品の発注の段階で製品等がなかなか現場に届かなかったという、いろいろな条件が重なりまして、当初予定よりもおくれていたという形になっています。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今、環境整備課長が言ったように、資材を注文すれば3カ月から4カ月かかる。こういう季節はずれの大雪が降ればさらにおくれる。その辺をしっかりと加味して、また工事に入る場合は、きちんと土地の境界がはっきり定まらないと、そういうような状態はないようにして、人員も確かに震災当時から亡くなったりとか、その出入りがあると思いますけれども、きちんとその辺は調査してから工事するように何とかしていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたしました。

○

日程第4 議案第35号 大槌町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第35号大槌町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第35号大槌町職員定数条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

第2条、職員の定数において、町長の事務部局の定数を223人から253人に30人ふやします。教育委員会の事務部局の定数を28人から30人に2人ふやします。監査委員の事務部局の定数を2人から3人に1人ふやします。総数で269人から302人に33人ふやすものであります。

なお、本条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 私、消防団の活動の例から、チームワークというのをお話ししたいと思います。

私、消防団にいるときにヘリコプターの消火剤をつくる作業に当たったときに、約1週間の仕事がありましたけれども、その間で、チームワークがいいか悪いかによって、動かす機械が、最初は1つしか動かせなかったんですけども、次の日からは、うまく連携がとれて2台、そして最後のほうには3台という状況になったわけなんです。仕事というのは、やはりチームワークが大事だと思います。そして今、派遣の方々と地元の職員と、そういう面で十分チームワークを図っていく必要があると思います、仕事の内容もさることながら。それが、より多く仕事ができると思いますので、ただ単に人数をふやせばそれで仕事ができるということよりも、チームワークを重視した方がよろしいのではないかと思います、町長にお考えをお聞きします。

それから2つ目に、この間、建設業界との話し合いがありまして、その中で、各課ごとに書類の様式、提出する枚数が違うとか、それですごく困るという話も出されておりました。それで、大槌町として、いろいろな様式についてもうちちょっと検討する必要がありますのではないかと思いますけれども、こういう地域の中の、いろいろな業者の方等々の懇談を踏まえながら問題点を把握し、書類の統一を図ってはどうかと思いますが、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 2点ということでお答えしたいと思います。

まず、人数がという部分のマネジメントの関係ですが、今回職員定数、プロパー職員の128人を超える151人が応援職員の方々ということになりました。確かにそのとおりだと思います。今回も、人事異動の中では多くのプロパーが管理職に当たりながら、しっかりと連携をとりながらマネジメントしていきたいと思っています。

また、本年度はやはり復興の目に見えるところでありますので、それを見ながら、各課とも連携をとりながら応援職員の方々が働きやすいように、またプロパーの職員がしっかりと管理できるような、そういう部分でしっかりと時々打ち合わせをしながらしてまいりたいと思っております。

また、様式類の関係ですけれども、やはり業者の方々がそういうことであれば、意見をお聞きしながら庁舎内でしっかりとコンセンサスをとって、しっかりとした様式類も定めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 初めに、この本会議には、3名の部課長さんたちが退任で、自分たちの地元に戻るということで、藤本整備課長さん、西迫さん、そして総合政策部長さん、それこそ大槌町復興のために一生懸命働いていただきまして、ありがとうございます。今後とも、何かの縁があったらば、大槌町に来まして力添えいただければなと思っておりますので、これからもよろしく願い申し上げたいと思います。

さて、定数ですけれども、これから復興が本格化するという中で、これはしようがないのかなという思いもありますけれども、今までは、定数はいじらないで臨時ということで、臨時採用者がさまざまなことがあったんだということが思い出されますけれども、やはり、定数を条例で決めておかないと仕事の関係で不都合が出るのかどうか、その辺のことがもしあったならば、あえてこの定数を直すということは、それなりの事情があるからやるのはわかりますけれども、今までだと定数はいじらないで臨時採用でずっとやった経過があるものだから、やはり不都合的なことがあったのならば、そのようなところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） お答えいたします。

定数関係ですけれども、災害を応援する職員については、当初人数には入れておりませんでした。やはり、自治法上の関係がありまして、派遣職員についても定数に入れるようにということで、平成24年12月の定例会に、当初150人だったものを269人に変更した経過がございます。そういうことで、今回も大きく多くの方々の支援をいただくという形になりましたので、本来ならば3月定例会ということだったのですが、なかなかまとまらなくて、臨時議会での今回の提案ということになりました。とにかく、法律に従って、応援職員についてもしっかりと定数に入れるようにということでありますので、それに従いまして条例の改正をしたということでご理解いただきたいと思います。（「了解」の声あり）

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 職員採用について、震災だとか、私が言うまでもなく、リーダー

たる職員の方々を亡くしたりということで、役場の職員構成というのは、いびつになったという感じを受けているんですが、これは私だけではなくて、住民の間でもそういう話がされていますけれども、そういう中で、大勢の方々、県内、県外から応援を得ているわけですよね。せっかくだから、そういう優秀な方々がいっぱいいらしているわけですが、もう少し町内在住の若い高卒、大卒を5人でも6人でも毎年採用して、よそから来ている優秀な方々から実務の指導を受けてもらえれば、将来の復興後の大槌もうまくいくのではないかと考えているんですが、今役場の公務員の採用基準はどのようになっているのか説明してください。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 25年度の実施については、満30歳ということでの採用をしております。採用的には、一般事務職、土木職、建築職、保健師という形での募集をかけております。もちろん、採用につきましては適切に適性審査等々を行いながら、選考委員会を設置しながら職員を採用しているという状況です。

また、定数につきましても、採用につきましても、退職者等を踏まえながら、また、やはり最終的には人件費にかかってくることでありますから、そういうことも踏まえながら採用人数を決定しております。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 申しわけございません。年齢制限を30歳として採用しております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） それで、どこのことやら、子供を地元へ残して親の元から通わせてという願いを持っている方が結構いるんですよ。そういう親の間の、狭い町ですから、よそから来ている方々はちょっとわからないと思いますが、どここの町だとかわかるんですよ。大体誰々町長のときは誰が採用されたとか。そういう小さい町なんです。だから、いいか悪いかわからないですけども、採用によってそういううわさが流れたりするものですから、やはり優秀な人材を、特に優秀な方々が亡くなったわけだから、それを補う意味でも、あるいは将来の役場の復興後の事務がスムーズにいくためにも、ここで若い人たちを採用して育ててもらったらどうなのかと思うんですけども。そういう考え方について何か。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） まず、職員採用ですが、しっかりと募集をかけまして、やはり試験をして、面接をして、また面接につきましても外部の方々を、第三者を入れながら選考しているということですので、いろいろとうわさはあるかもしれませんが、適切な採用をしているということになります。

それと、人数の関係ですけれども、やはりこれからの人口とかその割合、その中での職員数ということを考えれば、計画的にしっかりと退職者も含めて、人口等も含めて、事務量、事業量も含めて採用していかなければならないと思っております。平成30年までは復興期という復興期間ですので、その部分についてはしっかりと見据えながら、また職員を多くとるのではなくて、応援をいただきながら事業を推進してまいりたいと思っております。やはり、30年以降の人口とか事務事業を踏まえながら、しっかりと採用人数を決めていく必要があるだろうと思えます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） そのとおりだと思うんですね。どこの職場でもある程度年齢構成というのが大事だと思うんです。一般職もいれば管理職という感じで。そこを直していくような、時間はかかるわけですがけれども、採用していただければいいと思うんですけれども。

あと、今言うように、一番問題になってくるのは復興後の人口動向、これは間違いなく動くわけですから、そういうのを見据えて、町民から支持されるような採用をしていただきたいなと思えます。以上です。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 職員採用については、全国の試験の統一的なところで一斉にやっております。試験日については、その答案をその場で封印して送るという形になっております。それで、試験採用の結果が来て採用のラインを決めて、その中から試験官、面接を民間の方々も弁護士の皆さん方も入れて採用しております。

この構成については、当然ながら退職した数、今後の財政事情、需要を見ながら勘案しながらその年の採用を決定していくわけでございます。このことについては、議員も確認してのご質問だと思いますが、さらに復興後の状況を見据えてということについては、当然議員も考えて、私たちも同じ思いでやっております。これからも、優秀な職員をとということでは、ハードルを高くしなければならないという思いでおりますが、一方では、町内雇用ということも、大槌高校の生徒もという、門戸を開かなければならない



ということもあります。いずれ、大槌高校もかなり優秀な生徒もおります。今回の面接試験でも、採用の面接員では断トツのような状況もありましたので、いずれ、幅広く職員採用を行いながら、町の活性化を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第35号大槌町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第36号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第36号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、取得する土地、大槌町小槌第19地割地内。

2、地積、6,833.11平方メートル。

3、取得金額、5,603万1,502円。

4、取得目的、災害公営住宅建設用地でございます。

参考資料をお開きください。取得する土地の位置図とその拡大図を添付しておりますので、ご確認をよろしくお願ひいたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） 財産取得ということで、これはこれで住宅が建つということで、1つまた住宅が建つところができるなど思ひ、これはよろしいと思ひしております。

私は、これに関連づけてなんですけれども、これからの用地取得の部分で、例えば例を出せば、沢山の瓦れき処理したところの用地、あそこの用地はこれからどうなるのかなど。そこの地主さんたちに聞けば、1回、返しますよという話しかなかった。ああいう広い土地というのが、これからの大槌町に必要なのか必要でないのか、そういう部分

に対して町はどういう考えを持っているのか、お聞かせ願えればと思っております。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 議員のご指摘は多分沢山の下野地区だと思っておりますが、下野につきましては、担当部署のほうでは農地の復旧を前提に県ともいろいろやりとりをしておりますが、あくまでも地権者、特に農地所有者の方々の意向が一番反映されますので、再度新年度に関しては、県と一緒に内容については地権者の方々と協議してまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 地権者の話し合い。地権者というのは何人、何十人いるということで、地権者もなんですけれども、地権者のことは、売りたい人、そのまま置く人、農地にして作物、言うなら米をつくるという方々、いろいろな多種多様あると思っております。その集約をやっているのかやっていないのかということもお聞きしますし、また町のこれからの産業においてどうなんだと、町はこれからどういうところに進んでいくのや、というところにおいて、土地というものが必要なか必要でないものかということをお聞きしていただいているわけでございます。

大槌町というのは、震災前は土地がなかった、産業用地もなかった、だから海に張り出していった。今度は堤防の内側にできるんですよということで、ある程度安全面でも確保できるのではないかと私は思っておりますけれども、その部分に対して、町はどういう方向に進むんですかということをお聞きします。

それと、2回目なので、この住宅に関して、今、町方は盛り土が始まっております。それこそ、旧松の下地域から盛り土が始まってもう少しで盛り土の計画レベルまで行くんだな、それから上乘せどのくらいになるんだなという思いをして見ております。そこで、町方のほうの災害公営住宅はできるわけでありまして。4階建ての。そういう方向づけということで、その図面とかそういうものは、どこら辺まで進捗しているのか、その提供はいつできるのかということをお聞きしたいんですけれども、その2点についてよろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 私から、1点目の内容について。実際、現在地権者は約40名ほどでございますが、地権者には県が年度末に今後の利用、農地の復旧も含めた調査を実施してございます。ただ、最終的にはまだ全部回収できていないということ

もありますが、実際農地としての復旧も含めて、役場内部では復興局とも個別の案件では一応協議してございます。あくまでも、場所的には議員おっしゃるとおり、国道沿いにも一部ありますし、震災前もあそこの有効利用についてはいろいろ検討した経緯もございまして、内容についてはもう少し時間をかけて協議してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） せっかくの機会でございますので、改めてご説明申し上げます。

まず、震災による生業の再生、あるいは人口集積等々勘案しながら、震災前の地域と言われる、いわゆる面整備をしている部分と、それ以外の地域、具体的には大槌川、小鉾川になると思うんですけれども、いずれにしましても非常に土地が少のうございまして、将来の人口減少あるいは少子高齢、そして財政負担等々考えながら計画しておるとともに、先生方ご存じのように、意向調査を実施して被災者目線ということで計画しております。

その中で、まず面整備の中でございますけれども、都市整備課を中心として役場が一体となって地域まちづくり懇談会とともに進めておるわけですが、そういう中で、まず1つは、行政だけではなく地域の皆様の声もお聞きして、公営住宅の場所は決めつつございます。ただ、議員指摘のとおり、場所が決まらなければ、あるいは土地の大きさ、形が決まらなければ、実は公営住宅の設計に入れませんので、順次できたところから進めておるような次第でございます。

それからもう1点は、これも過日大水副町長からもご説明があったと思うんですけれども、特に、防潮堤をつくりましても危険ということでございまして、一方では基盤整備ということで避難路を確保しますけれども、弱者、いわゆる逃げおくれた方々を救うため、あるいは危険区域においでの方々を救うため、できたら公営住宅をメインに集合住宅で一時的な避難場所をつくっていきたいということで考えてございます。

それから、全体的な話でございますが、まちづくりの面整備についてはそういう形でいきたいなと思っております。それから、それ以外の地域、先ほど申し上げました2つの河川流域でございますけれども、ほぼ何とか土地の確保ができつつございまして、これについては、従来から議員の皆様方からもご指摘がありましたように、造成区域が伴うところについては、できるだけ早くして安定地盤に持っていく、あるいは町民の皆様が事業をお示しするようにということで指示してございますが、ここへきて、業者不

足あるいは設計関係の業者不足、あるいは工事方の不足ということで、我々が考えている以上に実は時間を要しております。今後復興が本格的に進みますとますます大変かなということで、職員は危機管理を持ちながらやっておりますけれども、これは一つ一つ解決していくしかないのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） まず、用地について、県の指導のもとについてということで、各市町村で農地の再生ということでやるということで、前々回の議会の中でも、県の補助をして農地をつくった場合、10年間の農地転用ができないということは、ちゃんと住民の方はわかっているのか。また、例えばその中で、農地にするんだけど、行政が何かに使いたいという場合には、それはその法の網は取り外せるのか。言っている意味わかりますね、後を絶たれないようにね。そのことについて。

それと、課長、住宅のことについて、今の時点で末広町という旧松の下地域の図面というものはできているのかできていないのかということをお聞きしたいことで、それをいつ見せてもらえるのか。そういう方向で動いているという話は聞いているんですけども、どこまでいっているということのお答えをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） まず、私のほうから1点目のことについて。農地の復旧につきましては、財源につきましては、全額国の補助事業で、施工につきましては県が代行で行う形で、既に大槌町につきましては、一部の地域については改良工事を行ってございます。農地の改良をする上では、一応農地の土地改良事業と、議員からお話がありました、圃場整備事業という2本があります。今、県では圃場整備事業をプランとして農地の地権者の方々にはご提案してございますが、もしこの事業がなった場合には、議員がおっしゃるとおり、農地転用についてはなかなか難しいこととなると思われます。これにつきましては去年ですが、農地地権者の方々に一応説明会のときに資料をもってご説明してございますが、出席した方々が少なかった関係もあって、改めて文書等で地権者の方々には内容についての資料を提供してございます。最終的に、町が圃場整備した後に、何らかの公的な施設として町が農地転用ということも、恐らく補助事業が入った上ではなかなか難しいのかなと解釈してございます。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） 今、議員指摘の末広でございますけれども、構想図ま

ではできております。ただ、まだ町長に説明しておりませんので、そういう了解のもとに設計に入っていきたいと。これも先ほど申し上げましたように、我々が思ったよりも非常に時間がかかるということ。

それから、もう1点だけご説明させてください。以前、芳賀議員から、募集を早くすべきではないかというお言葉をいただいて、私そのとき、概ね6カ月くらい前に募集という表現をしまして、ただ6カ月という前にしましても、順調に工事が進んでも、多分まだかまだかという声があるだろうというご説明を申し上げたと思うんですけども、改めてご提案でございますけれども、基本的には6カ月くらい目に募集の時期をアナウンスするという形にさせてもらえないかと思っております。それは、先ほど申しましたように、もう工事の進捗がなかなか我々が思っている以上に、多分今後いかないうちと危惧しておりますので、よろしく申し上げます。

それともう1点です。先ほど公営住宅のつくる場所等々ご説明いたしましたけれども、その件についても議会でご説明、答弁申し上げましたが、一定方向性、場所等が決まれば、議会にご提案申し上げたいと思っております。それは、いつどこでどんな形がつけられるのか、あるいは入居がいつごろになるのか、この全体像は精査してお示ししていきたい。言い方をかえますと、議会の承認をいただいて町民の皆様方に広くお知らせしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この三枚堂地区の災害公営住宅の建設用地についてお尋ねをします。ここは、今現在水田のあった場所という認識をしております。それで、ここに27戸の、恐らく戸建になるのかなと思っております。それで、ここに対する取り付け道路の位置であるとか、この周りは仮設団地が多くあるわけです。その辺も一体的に住宅地として考えた道路の整備とかそういう部分も考えているのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） きょうのご報告は、土地が取得できる見込みができたということでご報告、承認をいただく場でございますけれども、今議員指摘のとおり、ここだけではなくていろいろな場所を計画している中で、当然過日も出ましたように、道路交通の問題とかがありますので、これは関係部局のみならず、広く役場の中でも協議していきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） それから、土地を取得する際に、すぐ開発のしやすい場所というのはやはり水田であったり畑であったりというまとまった用地というふうになってくるわけですね。ただ、そういう場所というのは、比較的、特に水田であれば低地の部分にあるわけですね。その辺も踏まえた形で、できれば早い段階に決定したところは、今回も取得するわけですがけれども、先ほど答弁にあったように、きちんと整備、要はある程度のかさ上げが必要かなと私は認識するわけです。低地なので、その辺も含めてきちんと考えてあるのか、それから用地の取得に関しても、ただぼつぼつあちこちというのではなくて、ある程度、ここは計画では一応トンネルが大ケ口線とつながる位置に近い場所ということもあれば、この辺の仮設団地になった農地というのはなかなか水田に戻すということはかなり難しいだろうというふうに私は考えるわけです。そういった意味で、構想の中で、おおよそその辺が住宅地として考えられているのかどうか、その辺も含めて、仮の図面的なものが用意されているのかどうか、その辺がもしあるのであればということでお聞きしております。よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） ありがとうございます。まず、これも以前議会で答弁申し上げたんですけれども、公営住宅のみならず、公共的施設は環境が決していいと言えないところに仮設をつくっていただいている経過もあるんですけれども、どうしても今議員指摘のとおり、宅地高が低い、明らかに低い場所を求めざるを得ない状況は現実でございます。それともう1点です。造成になりますと実は復興予算は限度額がございまして非常にこれがハードルが高いということで、復興庁も非常にご努力いただいて中央と折衝していただいて、その事例として枉内がありまして、そういう状況ですけれども、1つは、この三枚堂に土地を求めた、言い方をかえますと災害公営をもっていったのは議員の皆さま方に頑張っていただいているトンネルについて、何とかしたいという私の思いもございましたので、担当職員が頑張って、当初はこの27戸だけだったんです。それを百数十戸まで計画したいということで職員が頑張ってくれましたので、何とかめどができたのかなと。ただ、お示ししたいのはやまやまでございますけれども、取得できた段階でないと、個人情報もございますので、それはご理解いただきたいと思っておりますし、もう1点は、ここにこういう固まりをつくったのは、私個人的でございますけれども、全て大槌川からいきますと、大槌川から45号線を通る交差点が多分パンクするだろ

うということもございますので、できるだけ分散化もしたいということで意識しておりますし、職員もその旨やってくれています。何とかできるかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） そうですね。答弁にもあったようにいろいろ個人の土地なので、取得していないところに絵を描けないという部分もあるでしょう、わかります。ただ、ここは病院が近くにできたりと、いろいろな意味で利用価値の高い場所になるのかなと私自身考えているわけです。そういった中で、低地の部分でやはり皆さんが安心して求められる土地というのが必要になってくるんだらうなと思っております。近くには河川もありますし、橋が大変狭い橋、農業用の橋しかないとか、いろいろな状況がありますので、その辺を一体的に進める意味では、ぜひきちんと考えられて進めてほしいなと思います。いい住宅環境をつくれるように設計デザインをしていただければなと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。（「はい、要望です」の声あり）

三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） こちらの用地取得を進めていって公営住宅が建っていくのは大変いいことだと思います。こちらの土地は、前面が小鍔川、河川があつて、宅地自体は水田ということで大変湿気のほうが懸念されます。湿気対策を十分行っていただきたいのと、こちらの用地取得の件なのであれですけども、こちらの住宅は木造の1戸建てでよろしいですか。であれば、今回発注者というのはURさんが発注という形になりますか。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） 今時点でどこに委託するかというのはまだ決めておりません。いずれにしても、URさんに一遍をお願いしている部分もございますので、向こうの体制を見ながら、どうもこの4月1日で大分機構改革とはいいませんけれども、人員が強化されるとお聞きしていますので、その体制を見ながらどこに発注するか、あるいは従来から申し上げているとおり、地元企業の育成ということもございますので、それはよくよく見ながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 木造であれば、地元の大工さんでも施工することは十分可能だと

思います。ただ、入札参加に関しましては、書類等がかなり煩雑で書類作成の時点で諦めてしまったりという現状もございます。できるだけ地元の業者も復興の役に立ちたいという思いもありますので、そのあたり柔軟な対応をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 財産の取得に関しましては、賛成でございます。関連することでお尋ねしますが、この地域は農業振興地域の網がかかっています。ただ、現在は仮設住宅等も建っていますし、また今回の財産取得、そしてまた先ほど課長が言われたとおり、かなりの数の宅地をそこに求めたいというところがありますので、当然農振区域の見直しが27年度から始まる中で、ここの地区は、まず今後は都市計画のような地区になるのかなと私自身は思っているわけですが、その中で、今農振を26年度準備するに当たりましてこの地区をどのようにしようとしているのか、担当課は農林課でしょうかからお尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 議員ご指摘のとおり、農振法の5年ごとの改正が今回ありまして、26年度は調査準備期間でございます。おっしゃるとおり、小鎚地区につきましては臼沢橋前後から上流側のほうが農振法の網がかかっていますので、案件につきましてはその都度その都度、急を要するものについては毎年臨時的なもの除外の申請等を行っておりますが、それ以外の長期的なものについては、町の開発計画等を踏まえながら準備を進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 仮設にも結構な土地、面積を提供していますので、その方々の意向というのが、やはり次のことを考えているかもしれません。いずれ、計画に関しましてはそこら辺の地権者の意向等も把握した上で、この地区の農振のあり方というのは、26年度の準備期間において、ぜひきちんとしたものに整えておいてもらいたいと思います。

もう一つなんですけれども、先ほど東梅守議員から三枚堂と大ケ口のトンネルの話も出ました。あそこら辺は、これからまた住宅地になって人口増の期待される土地であります。ですので、今町道小鎚線一本しかない中で、やはり願わくば、対岸のほうにも山際に迂回路的なものを、ぜひ復興計画、あるいはこれからの町の道路の計画において、



寺野に直につながるような道路、迂回路も兼ねた道路も必要かと思っておりますので、そこら辺もぜひ当地区の今後の計画もあると思っておりますけれども、そこら辺を参考にしてやって、過去にもそういう経過がありましたけれども、過去は過去といたしましても、今後におきまして、そこら辺をやってもらいたいと思うんですけれども、町長、どうお考えですか、対岸の道路に関しましては。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 以前にもこの話がありました。いずれ、臼沢橋の上流側がこれから宅地化になっていく中で、過疎地域の振興にも期するような形で計画を検討してまいりたいと思います。いずれ、この臼沢上流については、先ほど担当課長が申しましたとおり、農業振興地域に関する法律の網がかかっている状況の中で、トンネルも含めて、そして宅地化になっていく中で総合的に見直しを進めていかなければならないだろうと思っております。それに今、いわゆる仮設住宅を地権者の皆さんからどういった意向かということをしかりと確認しながら作業を進めていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 先ほど東梅議員のあれで、造成の限度額ということがあるのでというお話なんですが、限度額というのは、ここの造成する部分の面積に対しての限度額か、あるいは町にある造成の全体的な限度額の中でやるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） 基本的には、その地区地区、場所場所での考え方でございますので。

それともう1点です。宅地造成の話が出ましたけれども、かなり公道から低い土地がほとんどでございます。ですので、1は理想は、公道につくりつけるのが一番理想なんですけれども、それもできませんので、また見ていただきたいんですが、段々畑状ということ。もう1つは、既存の住宅街もございまして道路もございまして、やはりその辺も勘案しながら、言葉はあれですけれどもケース・バイ・ケースとさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 聞きたいことはもう出尽くしたような感じですが、造成計画です。これは何か、年寄りには私と議長ぐらいで、かつて小鎚川、大槌川は氾濫したことがあるんです。今、こうやって異常気象がいろいろ言われているときですから、よほ

ど造成計画を考えてやってもらわないと、大変なことになるのではないかなと思うんです。先ほど、低地という、田んぼが低いということと、小鍬川兩岸の堤防ですか、あれも決して高くないですよ。そういうこと等も考えて造成計画をしていただきたいなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） 議員の言われた部分は十分承知しているつもりでございます。ただ、今度水門をつくるということで、基本的には上流に遡上しないということです。今議員が言われた、単なる公営住宅の造成だけでも非常に莫大な金で復興庁のご理解をいただけないという部分がございますので、堤防ということになりますと、当然県になるのかということで、いろいろ申し上げますけれども、役場ではなかなかハードルが高いのかなと思っています。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 今から堤防を上げるとなると、大変なお金ですから大変だと思うんですが、しつこくなるんですけども、会計検査院で河川の洪水時の浸水マップを作成云々というのを、私は新聞で見たんですけども、河川は県で管理しているんでしょう、小鍬川、大槌川。そのあたりを確かめてみて、大事なことだと思うんです。これからいろいろと仕事を進めていかなければならないわけですから、その辺の裏づけがあればやりやすいと思うんですけれども。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） 立場が違うのでなかなか言いづらいんですけども、水路のやり方というのは、河川ですね、いわゆる土を全部くみ出すやり方というか、吐き出すんですが、そうしますと大槌川は当然急流でございますので、土砂をとってもすぐまた土が滞留するという形になるのかなと思っています。それからもう1点、堤防を上げるという考え方がございますけれども、上げるとなると当然そこへ接続している道路、あるいは橋、全てをかけかえるというか、やりかえる必要がございます。そうしますと、なかなか県でもできない部分もあるだろうし、より大事業になるのかなと思っています。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） いずれ、思ったより大変な自然条件、特に奥山なんかさっぱり木が切られて、3日も4日も雨が続けばとんでもない水が出るのではないかなと思うんです

けれども、それこそ、お考えだと思ふんですけれども、ひとつ造成の際にはその辺も計算に入れてよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第36号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時57分

○

再 開 午前11時10分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第6 議案第37号 かみよ稲穂館の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第37号かみよ稲穂館の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 議案第37号かみよ稲穂館の管理を行う指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

お手元の議案第37号の2枚目をお開き願います。

今般の議案につきましては、大槌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成17年条例第15号第3条の規定に基づき、現在指定管理者に管理を行わせておりますかみよ稲穂館の指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年の指定期間に係る指定管理者について議決を求めらるるものであります。

施設の概要についてであります。名称はかみよ稲穂館、所在は大槌町大槌第6地割42番地、平成15年1月に開設された木造平屋建て606.14平方メートルの施設であります。

管理を指定する団体についてであります。名称は前段地域振興会、所在は大槌町大

榎第7地割70番地、会長は三浦茂男、設立は平成9年10月1日、会員数は57名の組織であります。

当該指定管理者に行わせようとする業務の範囲についてであります。主に施設及び附帯施設の利用促進、施設の使用許可、使用料等の収受、施設及び設備の維持管理、施設利用状況等の報告などであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） 37号から大体皆同じということで、全体的なお話をお聞きします。

これはこれで、指定管理者は5年に1回とかそういう部分なので、これに関してはあまり言うつもりはありません。ただし、こういう防災集団移転地域に、今後集会所もしくはそれに値するものという新しい管理者が必ずできるわけですが、その数たるものや、どのぐらいあるのか、どのぐらいの方向なのか、各地域とかそういう中でも、区画整理の部分のところもあるし、その他いろいろな場所に集団移転場所があるんだけど、そういう場所のところを踏まえて、ふえる数というのは把握していますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） これからの公共施設、特に集会所等については、既存のものについては指定管理者、今回するわけですが、今現在、既存のものについてはそのまま当然ながら指定管理していくわけですが、これからまちづくり等あわせながら、当然あったところについては集会施設等を計画していくわけですが、今数がどれくらいかということになりますと、栄町、須賀町、新町の一部を災害危険区域としておりますので、今回まちづくりに合わせながら、範囲というものも住民の皆さんと協議しながらやっていく必要がありますので、その辺は公共施設マネジメント管理の中で適切に議員の皆さんにもお示ししていきたいと思いますが、今調整をしている段階だということをご理解願いたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 町長のお話を聞いて、確かにそうだと思っております。ただ私は、住むところにはやはりそういう集会所が必要である。それは計画に基づいて、言うならばお金ですよ。計画に入れておかなければ、管理予算つかないでしょうということ言っている意味で、いろいろな部分で必要不可欠なものという方向づけの意見であります。

し、何戸という数まで言えというのは無理だということもわかっておりますし、またそういう話も出ていたのかという確認でした。まず、そういう方向ということで、予算まで取っておくべきだという方向だけで、意見で述べておきます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この指定管理者の部分には、特に私のほうは問題はないんですが、ただ、ほとんどの施設は今回の震災において避難所運営された場所と認識しております。それで、今後指定管理者を中心に、防災に対する研修であるとか、そういうところ、万が一に備えた場合の、この地区における防災教育であったり、そういった部分を予定しているのかしていないのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 先般の大震災の場合には、なかなかその部分がうまく連携できなかったのではないかと反省しております。やはり議員ご指摘のとおり、指定管理者という部分は、全施設の管理をしっかりとするという部分でありますので、防災担当も含めて、管理を指定している部分も含めて、しっかりと防災に関して協定なり、また具体的な訓練なりをしていく必要があるだろうと思っておりますので、平成26年度についてはそれも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ぜひお願いをしたいと思います。あの当時、やはりなかなか対応するのに本当に右往左往しながらの状況だったのではないかと。私の地区もそうだったので、どこもそうだったのではないのかなと思っております。そういう部分である程度そういう教育、研修がなされていることで多少でもスムーズに万が一に備えられるのではないかと考えるわけです。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 指定管理者制度は皆さんが言ったように、これについては別にございませぬけれども、ただ震災のとき、臼沢の伝承館というところに数百の人が避難していた。ただ、あそこはあくまでも有志の皆さんの財源で一生懸命働いたもので、あそこの伝承館をつくったんですけれども、ちょうどそれは、あそこの地域にあのくらい人間が当時避難して、町として、指定管理者制度のほかに伝承館については幾分か、これからのこういう災害があったときの避難する場所にもなりますので、その辺について考慮するところがないのかと思って、ご質問します。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議員のご質問ですけれども、伝承館につきましては、過日代表者の方々とお話をしまして、民間ですけれども、避難所としての協定を結んで避難所の指定をすることで準備をしております。また、防災資材もおける防災倉庫も置かせていただくということで準備もしておりますので、やはりそういうところで、いざ有事の際の避難所としてこれから指定をして、そこでの運営をしていただくということで予定をしております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第37号かみよ稲穂館の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第38号 長井清流館の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第38号長井清流館の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 議案第38号長井清流館の管理を行う指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

お手元の議案第38号の2枚目をお開き願います。

今般の議案につきましては、大槌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成17年条例第15号第3条の規定に基づき、現在指定管理者に管理を行わせております長井清流館の指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年の指定期間に係る指定管理者について議決を求めるものであります。

施設の概要についてであります。名称は長井清流館、所在は大槌町金沢第33地割11番地1、平成15年4月に開設された木造平屋建て177.22平方メートルの施設であります。

管理を指定する団体についてであります。名称は長井地域交流推進委員会、所在は大槌町金沢第34地割45番地、会長は佐々木幸夫、設立は平成11年4月1日、会員数13名の組織であります。

当該指定管理者に行わせようとする業務の範囲についてであります。主に施設及び附帯施設の利用促進、施設の使用許可、使用料等の収受、施設及び設備の維持管理、施設利用状況等の報告などであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第38号長井清流館の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第39号 大槌町多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第39号大槌町多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 議案第39号大槌町多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

ページをめくっていただきます。この後の産業振興部と全く同じなのですが、大槌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成17年条例第15号第3条の規定に基づき、現在指定管理者に管理を行っております大槌町多目的集会所の指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年の指定管理者について議決を求めるものであります。

施設の概要ですが、名称、大槌町多目的集会所、昭和57年3月にできた建物です。

指定する団体の概要ですが、大ケロ地区四部落会連絡協議会、代表者、会長岩間利夫

さん、昭和59年12月26日に設立し、552名の会員の方々に活動しております。

指定管理者が行う業務の範囲なのですが、主なものとしては、施設及び附帯施設の利用促進、4にありますように施設及び整備の維持管理ということをお願いしております。

以上、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 指定管理者の、この名称ですね。大ケ口地区四部落会という部落という言葉が、今のこの世の中に適当なものかなということ、生涯学習課長、あなたもこの辺はうるさいはずだが、かえられるものなら、この部落という言葉削除しなければ。逆にあなたが指導しなければと思うのだけれども、けんかになったことがよそにあるから、知っているはずだけれども、こういうところも、町にも四地区だとか、名前はどうでもいいです、部落という言葉が果たして適当なものかどうかという、そこだけの疑念がありますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 議員ご指摘のとおりだと思っております。私がここで申し上げるまでもなく、特に同和問題、同和教育というところでかなりセンシティブになっているところが当然あつたりするわけですし、私たちが同じ日本人として、そういったことを共有の問題として当然のことながら考えていく必要があると思うんですが、いずれ各地域がこれまで部落会ないし部落という名称で今までやってきたということをももちろん考慮しなければならないと思うんですが、そういった議員のご指摘のことも含めて、多くの方々に呼びかけをし、行政が強制的に改正するという事はなかなか難しいとは思いますが、地域の方々から自主的にそういった表現を改めるというようなことが導かれるような、そういったことがやがてはなってもいいのかなと。これから復興に向かっているところとまた地域のコミュニティーの再構築ということが当然出てくるわけですが、そういったときに新しい組織をどういうふうにするか、そういった名称のときには、ぜひそういったことにも配慮するという事は、行政としてもぜひ心がけていきたいと思ひます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） これから、あの辺は物すごくそれこそ家も建つだろうし、あの辺の人たちも来るわけなのさ。そういうときに、こういう施設の中に四部落という言葉を使って果たしていいものか悪いものか。それこそ、この組織の人たちが決めることなん



だけでも、できるものならばそういうことの文句が出ないような地域づくりのためにもということで、賛成とか反対とかそういうことではなく、そういう意味で今質問してるんですけども、そういうことです。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 大ケ口地区の多目的集会所なんですけれども、震災当時はちょうどこの玄関先まで泥水が行ってという場所でした。それで、今回はすぐそばにある公営住宅はかさ上げをして建てられているわけです。そんな中で、ここの施設はそのままという状況なわけです。それから、建築からもうすぐ約30年になろうかという年数、そういうことと、あとそれから大ケ口地区に世帯増という状況を踏まえて、建てかえとかかさ上げとか、そういった計画は考えていないのかどうか、お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 基本的には、私たち生涯学習課が施設管理の一括ということで、随分前から生涯学習課の所管にはなっております。もちろん、議員ご承知のとおり、教育委員会は基本的には公民館を各地区に運営するというのが一番大きな業務という認識がありますが、一方で地域のコミュニティーをどうするかといったときの、いわゆるコミュニティーセンター的な役割、いわゆる地区の集会所ということに関しても、大きな枠組みからいうと総務省所管になってはいるようですけれども、そういう縦割りのことを言ってもしょうがないと思っていますので、現実的に避難所としてここが運用されたというときには、当然私たち生涯学習課が所管をするということになっておりました。したがって、たまたま今は私どもが指定管理のことをやっておるわけなんです、やがて10年、20年したときには、当然のことながら耐用年数が来るということになれば、次の対応策ということは、どこが所管になるかは別としても、今おっしゃられたことは当然のことながら十分に考慮しながら検討し、再建築等々に向かっていくということになろうかと思えます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 今、答弁いただきましたけれども、所管は今教育委員会でやられているわけなんですけれども、ただ河川のすぐそばにあって、津波だけではなくて水害という部分も考えられるわけです。そういう意味でも公営住宅はかさ上げたんだと私は認識しております。そういった中で、避難所として運営される場所が低いままでいいのかどうか、その辺も含めて今後ぜひ検討していただきたいと思えますので、よろしくお願

いたします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） ありがとうございます。やはり、避難所ということになれば、津波の関係とか河川の洪水とかという部分についてはやはり不安というのは震災前ではあったということがあります。気象警報においては、使えないわけでもないこともありますが、そういう部分も含めれば、全体的な町がつくる中では、やはり避難所としてのあり方も含めてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第39号大槌町多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第40号 小鎚地区多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第40号小鎚地区多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 議案第40号小鎚地区多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

大槌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成17年条例第15号第3条の規定に基づき、現在指定管理を行わせております小鎚地区多目的集会所の指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間に係る指定管理者について議決を求めるものであります。

ページをめくっていただいて、施設の概要です。名称、小鎚地区多目的集会所。昭和59年12月に開設されております。

指定する団体の概要、団体の名称が小鎚三隣会、代表者職・氏名、会長藤原知佳子さ

ん、昭和58年12月20日に設立され、現在82名で会員活動されております。

指定管理者が行う業務の範囲としては、施設及び附帯施設の利用促進、あるいは4にありますように施設及び設備の維持管理ということをお願いすることにしております。

以上、審議をよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第40号小鎚地区多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第41号 大槌町金沢地区生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案第41号大槌町金沢地区生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 議案第41号大槌町金沢地区生活改善センターの指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

大槌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成17年条例第15号第3条の規定に基づき、現在指定管理者に管理を行わせております金沢地区生活改善センターの指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間に係る指定管理者について議決を求めるものであります。

ページをめくっていただいて、施設の概要です。名称、大槌町金沢地区生活改善センター。昭和58年1月に開設されております。

指定する団体の概要ですが、対間地域育成会、会長佐々木寿光さん、昭和60年3月30日に設立され、36名で活動されております。

指定管理者が行う業務の範囲としては、1にありますように施設及び附帯施設の利用促進、4にありますように施設及び設備の維持管理などを担っていただくということに

しております。

以上、審議をよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第41号大槌町金沢地区生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第42号 桜木町保健福祉会館の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第42号桜木町保健福祉会館の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 議案第42号桜木町保健福祉会館の管理を行う指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

大槌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成17年条例第15号第3条の規定に基づき、現在指定管理者に管理を行わせております桜木町保健福祉会館の指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間に係る指定管理者について議決を求めるものであります。

ページをめくっていただいて、施設の概要です。名称、桜木町保健福祉会館、平成5年3月にできた建物です。

指定する団体の概要ですが、桜木町自治会、会長横山秀雄さん、昭和45年に設立され、369名の方々に活動されております。

指定管理者が行う業務の範囲ですが、施設及び附属施設の利用促進、あるいは施設及び設備の維持管理ということでお願いすることにしております。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 指定管理者のところには問題はないんですが、ただこれを提案をしている担当課のところ、ちょっと私疑問に思ったので、今手を挙げさせていただきました。保健福祉会館ということで、担当が生涯学習課という部分で大変違和感を覚えただんですけども、これはどういう経緯で。本来であれば民生とかその辺だと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） この経過について、私からご説明申し上げます。

行政改革の中で、集会所関係については、農林課サイドのことは補助金の関係があつて移行はしなかったんですが、その他の部分につきましては一括で生涯学習課のほうに移行させたという経緯がございます、その経過から今集会所施設については生涯学習課が窓口になっているという状況であります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第42号桜木町保健福祉会館の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第43号 大槌町蕨打直地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（阿部六平君） 日程第12、議案第43号大槌町蕨打直地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） それでは、議案第43号大槌町蕨打直地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

大槌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成17年条例第15号第3条の規定に基づき、現在指定管理者に管理を行わせております大槌町蕨打直地区集会所の指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、平成26年4月1日から平成31年

3月31日までの5年間に係る指定管理者について議決を求めるものであります。

ページをめくっていただいて、施設の概要です。名称、大槌町蕨打直地区集会所、平成6年に建てられたものです。

指定する団体の概要ですが、蕨打直地区振興会、会長六串文男さん、平成14年に設立され、36名の組織員の方々に活動されております。

指定管理者が行う業務の範囲ですが、施設及び附帯施設の利用促進、あるいは施設及び設備の維持管理ということを担当させていただきます。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。里館裕子さん。

○8番（里館裕子君） どちらで聞いてもいいことだったんですが、あと1つ44号になったので、43号であえて聞かせていただきますけれども、26年度の予算書から拾ってみますと、全部の業務委託しました管理業務委託料ということで、今私が質問します43号が22万7,000円を予算書では計上しておりました。委託料とすれば一番低いわけです。一番多いところは39号の大槌町多目的集会所というところが103万円というふうになっておりました。この金額の算出ですけれども、それは規模によるのか組織員数によるのか、どういったところからそれは算出されたものかというのをまず1点目はお伺いしたいと思います。

そして、指定管理者が行う業務の範囲でございますが、その中に3番目に、使用料等の収受ということがございます。これは、使用料を管理された方が利用者から受けるということはわかるんですけれども、もちろん現金でお受けすると思うんですが、それを会計のほうに届けるなりをするんでしょうが、1カ月に1回とか何カ月に1回とか締めて持っていくのかわかりませんが、現金を手元に置くのはちょっと物騒なこともありますので、その都度運ばれるのか、あるいは収受したものの集金が速やかに行われているのか、この施設に対する使用料の滞納というのはないのか、そういったところをお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） まず、予算についてなんですが、指定管理する前の段階では、各施設を設置する側がそれぞれ予算をとって、いわゆる電気料も含め、そういったものを個別に計上しておいたものです。それを、指定管理という手法を取り入れることによって、一括で受託する側に対して、経費、電気料も含め、全体の施設にかかわる

経費を算出し、もちろん実績に基づいて数字を出すわけなんですけど、そういったものを計算をして、その金額の大きい小さいというのが出てくるということでご理解をいただきたいと思います。

それから、使用料の収受に関しては、まず条例的には使用の申し込みをする際には、使用申し込みをした時点で料金を支払うということになっております。なので、基本的には滞納ということには、使用料に関してはあり得ないということになります。それで、収受したお金をどうするかということに関して言うと、月に1度毎月の利用の状況の部分と現金という部分で合わせてこちらに届けていただくという形をとって、それを会計のほうに納めるということをとっております。そういったものは全て直接的な向こう側とのやりとりの中に細かいことを決めてやっているわけなので、少なくともこれまで、そういうことに関するトラブルという報告は私は一切受けておりません。

○議長（阿部六平君） 里館裕子さん。

○8番（里館裕子君） そうしますと、今課長からのお答えですと、予算を計上している金額は、電気、水道、光熱を含むということでのお話でございました。その中には、業務を委託している側の報酬というか、手間賃というか、そういった手数料というか、実際に現場で管理をしてくださっている当番の方のそういったものも含まれてのことだと思うんですが、それもやはり、委託してくださる先のほうで概算見積もりを出した上で、町のほうでは出しているという解釈でよろしいわけですね。その分の、多少多い少ないは施設によって違うという理解でよろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）はい、ありがとうございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第43号大槌町蕨打直地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第44号 上町ふれあいセンターの管理を行う指定管理者の指定に

ついて

○議長（阿部六平君） 日程第13、議案第44号上町ふれあいセンターの管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） それでは、議案第44号上町ふれあいセンターの管理を行う指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

大槌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成17年条例第15号第3条の規定に基づき、現在指定管理者に管理を行わせております上町ふれあいセンターの指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間に係る指定管理者について議決を求めるものであります。

ページをめくっていただいて、施設の概要ですが、名称、上町ふれあいセンター。平成13年9月に設立されているものです。

指定する団体の概要ですが、上町第一自治会、会長が小林一成さん、昭和53年に設立され、58名の方々に活動されております。

指定管理者が行う業務の範囲として、1、施設及び附帯施設の利用促進、2、施設の使用許可、3、使用料等の収受、4、施設及び設備の維持管理、5、施設利用状況等の報告ということでございます。

以上、審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。里館裕子さん。

○8番（里館裕子君） 1つだけです。ほかの集会所のほうには、施設の概要として面積の表示がございしますが、上町については面積の表示がないので、もしおわかりになればお示しいただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 大変失礼いたしました。上町ふれあいセンター、面積は238平米でございます。書き加えていただければと思いますが、木造平屋建て238.00平方メートルです。失礼いたしました。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第44号上町ふれあいセンターの管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。



本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（阿部六平君） 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成26年第3回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時49分

上記平成26年第3回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員